

長崎労働局発表
令和2年5月28日

担 当	長崎労働局 雇用環境・均等室
	室長 上野 真弓
	監理官 池田 秀義
	室長補佐 市川 卓也
	電話 095-801-0050

「くるみん」認定企業を2社決定！

～ 初の認定企業と、長崎初の「くるみん」3回目の認定企業が誕生 ～

長崎労働局（局長 瀧ヶ平 仁）では、次世代育成支援対策推進法に基づく**くるみん認定企業**として

「不動技研工業 株式会社」（代表取締役社長 瀧本 浩邦）を令和2年3月30日付けで
「地方独立行政法人 北松中央病院」（理事長 東山 康仁）を令和2年5月25日付けで3回
目の認定をいたしました。

○初のくるみん認定

不動技研工業 株式会社（代表取締役社長 瀧本 浩邦）
長崎市飽の浦町5番3号
認定日 令和2年3月30日付け



○3回目のくるみん認定

地方独立行政法人 北松中央病院（理事長 東山 康仁）
佐世保市江迎町赤坂299番地
認定日 令和2年5月25日付け



※一般事業主行動計画に定めた目標を達成したうえで、新たな目標を策定し、達成すること
で複数回の認定が受けられます。

※認定企業への取材等を希望される場合は、長崎労働局雇用環境・均等室担当者までご連絡をお願いいたします。

資料1 くるみん認定企業の情報

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とくるみん認定について

資料3 長崎労働局における「くるみん認定企業」一覧

くるみん認定企業の情報

不動技研工業 株式会社



所在地 : 長崎市飽の浦町5番3号
 代表者名 : 代表取締役社長 濱本 浩邦
 事業内容 : 機械設計
 労働者数 : 364人 (男性290人、女性74人)
 認定年月日 : 令和2年3月30日

○一般事業主行動計画に基づく取組内容

- ・計画期間 : 平成28年4月1日～平成31年3月31日
- ・計画に定めた目標 : ・育児短時間勤務制度の適用を「子の小学校入学前まで」に拡大する
 ・「妻が出産するとき取得できる特別休暇（2日）」について取得可能な対象期間を拡大する

○取組状況

【育児短時間勤務制度の対象者を拡大】

平成29年10月1日より、育児短時間勤務制度の対象となる子を「満3歳に満たない子」から「小学校入学前までの子」に拡大した。

【妻が出産するときに取得できる特別休暇について対象期間を拡大】

平成31年1月1日より、対象期間を「出産予定日又は出産日を含む2労働日」から「出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間」に拡大し、分割して取得できるものとした。

【計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率】 100%

【計画期間内において育児休業及び育児目的休暇制度を利用した男性労働者数】 10人

くるみん認定企業の情報

地方独立行政法人 北松中央病院



所在地 : 佐世保市江迎町赤坂 299 番地
 代表者名 : 理事長 東山 康仁
 事業内容 : 医療業
 労働者数 : 240 人 (男性 59 人、女性 181 人)
 認定年月日 : 令和 2 年 5 月 25 日

○一般事業主行動計画に基づく取組内容

- ・計画期間 : 平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
- ・計画に定めた目標 :
 - ・年次有給休暇取得の促進。平均取得日数を 13 日以上とする。
 - ・院内保育所による子育て支援状況の再周知。
 - ・地域の中学生、高校生の病院見学及びインターンシップの受け入れを行う。

○取組状況

【年次有給休暇取得の促進】

年次有給休暇の計画的付与、半日単位、時間単位の取得促進のため、運営会議で管理者に周知し、取得促進を促した。

結果、年次有給休暇取得日数が一人当たり行動計画期間平均 13.43 日となった。

【院内保育所による子育て支援状況の再周知】

仕事に専念できる環境を更に備え、四半期に一回発行する広報誌に保育所の様子を掲載して全職員へ配布し、安心して預けられることを PR した。

【地域の中学生、高校生の病院見学及びインターンシップ受入】

インターンシップ受入 : 吉井中学校、江迎中学校、鹿町中学校、清峰高校

病院見学 : 佐世保北中学校、佐世保西高校

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とくるみん認定について

1 【次世代育成支援対策推進法（次世代法）】

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律（令和 7 年 3 月 31 日までの時限法）です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

2 【次世代法に基づく認定（「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」）】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、3 の認定基準を満たした場合には、都道府県労働局に申請し、労働局長の認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定を受けた事業主は、別途定められた認定基準を満たした場合には、都道府県労働局に申請し、労働局長の認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

3 【「くるみん認定」についての主な認定基準】

（1）～（10）のすべてを満たす必要があります。（なお、労働者数が 300 人以下の一般事業主については、（5）及び（6）に関して特例が別途設けられています。）

- （1）雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- （2）行動計画の計画期間が、2 年以上 5 年以下であること。
- （3）行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- （4）策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。
- （5）男性の育児休業等取得について、次の①又は②のいずれかを満たしていること。

① 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が 7% 以上であること。

※ 経過措置として、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間の認定申請については、「男性の育児休業等を取得した者が 1 人以上」（従来の基準）の場合でも基準を満たしたものとされます。

② 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて 15% 以上であり、かつ、男性労働者で育児休業等をした者の数が 1 人以上いること。

※ 経過措置として、行動計画の期間が平成 29 年 4 月 1 日の前後に及ぶ場合は、「男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合」を算出する際に、平成 29 年 4 月 1 日以降の期間のみで当該割合を算出することも可能とされます。

【労働者数が 300 人以下の一般事業主の特例】

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。
（1 歳に満たない子のために利用した場合を除く）
- ② 計画期間内に、中学校卒業前（15 歳に達した後の最初の 3 月 31 日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長 3 年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 7% 以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15 歳に達した後の最初の 3 月 31 日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

（6）計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75% 以上であること。

【労働者数が 300 人以下の一般事業主の特例】

計画期間内の女性の育児休業等取得率が 75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長 3 年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が 75%以上であれば基準を満たします。

- (7) 3 歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- (8) 労働時間数について、次の①及び②を満たしていること。
 - ① 計画期間終了事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。
- (9) 次の①～③のいずれかの措置について、成果に係る具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- (10) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

4 【認定のメリット】

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることを PR できます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

さらに、各府省が公共調達を実施する場合に加点評価を受けることができます。

※公共調達の加点評価を受けるとは？

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などは加点評価されるようになりました。

公共調達における加点評価の仕組みは、各府省等において平成 28 年度に開始しています。なお、厚生労働省においては、平成 28 年 10 月 1 日に制度が開始されています。

個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

○ くるみん認定企業

(従業員数は認定取得時)

No.	認定決定年月日	企業名	所在地	業種	規模	備考
1	平成23年6月1日	(株)長崎新聞社	長崎市	情報通信業	260	
2	平成25年5月14日	メルコアドバンスデバイス(株)	諫早市	製造業	350	
3	平成26年1月29日	たちばな信用金庫	諫早市	金融・保険業	181	
4	平成26年5月12日	(株)佐世保玉屋	佐世保市	百貨店	222	
5	平成26年8月22日	(社福)新上五島町社会福祉協議会	新上五島町	医療・福祉業	163	
6	平成26年10月2日	(医)青藍会	諫早市	医療・福祉業	116	
7	平成26年10月16日	(株)イシマル	長崎市	卸売・小売業	163	
8	平成26年10月21日	(株)十八銀行	長崎市	金融・保険業	1,486	
9	平成26年11月10日	(有)青木運送	西海市	運送業	41	
10	平成27年2月28日	(有)優愛会	長崎市	医療・福祉業	116	
11	平成27年2月28日	(有)長崎医患会	長崎市	医療・福祉業	67	
12	平成27年3月26日	(株)ジーエスエレクトリック九州	大村市	製造業	321	
13	平成27年7月13日	国立大学法人長崎大学	長崎市	教育・学習支援業	4,401	
14	平成27年10月7日 平成30年10月3日	(社福)さゆり会	五島市	医療・福祉業	274	2回取得
15	平成27年11月16日	住商エアバッグ・システムズ(株)	松浦市	製造業	207	
16	平成27年11月20日	長崎県中小企業団体中央会	長崎市	経済団体	26	
17	平成28年1月22日 平成28年7月22日	エムエイチアイオーシャニクス(株)	長崎市	製造業	182	2回取得
18	平成28年4月20日	(有)いこい	佐世保市	医療・福祉業	69	
19	平成28年4月26日 令和元年6月25日	(社福)米寿会	対馬市	医療・福祉業	108	2回取得
20	平成28年5月18日 平成30年4月23日 令和2年5月25日	地方独立行政法人北松中央病院	佐世保市	医療・福祉業	240	3回取得
21	平成28年6月8日 平成30年10月5日	(医)祐里会姉川病院	諫早市	医療・福祉業	192	2回取得
22	平成28年7月12日	武藤建設(株)	長崎市	建設業	25	
23	平成28年8月18日 令和元年5月17日	(社福)針尾福祉会	佐世保市	医療・福祉業	191	2回取得
24	平成28年8月18日	(株)富永	佐世保市	卸売業	131	
25	平成29年3月8日	(医)保善会田上病院	長崎市	医療・福祉業	200	
26	平成29年9月11日	生活協同組合ララコープ	長与町	小売業	1,121	
27	平成30年8月30日	アリエス(株)	平戸市	製造業	110	
28	平成30年10月11日	(株)エミネントスラックス	松浦市	製造業	191	
29	令和1年7月12日	(株)西海建設	長崎市	建設業	171	
30	令和1年7月31日	(医)東洋会 池田病院	島原市	医療・福祉業	214	
31	令和2年3月30日	不動技研工業(株)	長崎市	専門・サービス業	364	

○ プラチナくるみん認定企業

(従業員数は認定取得時)

No.	認定決定年月日	企業名	所在地	業種	規模	備考
1	平成27年8月19日	メルコアドバンスデバイス(株)	諫早市	製造業	308	